

（写）

立監第680号
令和7年12月25日

立川市長
酒井大史 殿

立川市監査委員 村木良造
同 小沢恵太郎
同 稲橋ゆみ子

令和7年度第2回定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、

同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり報告する。

この監査結果に基づき、またはこの監査結果を参考として、監査の対象に係る措置を講じたときは、同条第14項の規定により、監査委員に通知するものとする。

令和7年度第2回定期監査結果報告書

第1 監査の範囲

1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査。

2 監査の対象

令和7年4月1日から同年9月30日までの環境資源循環部（下水道管理課、下水道整備課、下水道施設課）及び市民部による事務の執行等。

3 監査の項目及び着眼点

- (1) 予算の執行事務は、法令等に適合し、かつ正確に行われているか
- (2) 現金、郵券等の管理は、適正に行われているか
- (3) 財産（施設、備品等、債券等）は、適正に管理、使用されているか
- (4) 財務及び事務事業に関する事項
- (5) 監査結果の措置状況

このほか、事務事業や予算の執行について、経済的、効率的、効果的なものとなっているか。

また、リスクが高いと認められる次の事項について監査した。

- (ア) 委託料について、契約書、仕様書のとおり行われていることを確認して、支払われているか
- (イ) 委託料について、実施報告書等や品質管理チェックリストの内容を確認して、必要な助言・指導が行われているか
- (ウ) 負担金補助及び交付金について、交付申請書及び請求書等に不適切な訂正等はないか

4 監査の基本方針

立川市監査基準及び監査基本計画に基づき実施した。

5 監査の実施内容

所管の部署から関係書類の提出を求め、実査や関係職員の説明を聴取するなどして実施した。

監査の期間は、令和7年9月8日から同年12月25日まで

第2 監査の結果

事務の執行等は、監査した限りにおいて、適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、是正及び改善を要する事項が一部に見受けられたので、以下に述べる。

このほかにも、監査委員が意見として述べたものや注意事項としたものについて、可能な限り対応を求める。

1 歳入予算の執行状況について

市営住宅使用料（住宅課）

毎月末日までに収入すべき使用料に係る調定が、作成されていなかった。これは、前回の定期監査においても指摘されており、講じた措置が提出されている。

2 歳出予算の執行状況について

（1）高齢者集合住宅使用料（住宅課）

必要な減免措置が適用されず、過誤納が発生した。

（2）RPAソフトウェアライセンス使用料（課税課）

電子メールで届いた請求書に気づかず、支払い遅延が発生した。

以上